

第 5 章 対象事業に係る環境影響評価の項目

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目

5-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下、「影響要因」という。）について、事業特性を踏まえ抽出した結果は、表 1-5-1 に示すとおりである。

表 1-5-1 影響要因の抽出

影響要因の区分	環境に影響を及ぼす内容	
	細区分	
工事中	既存設備の解体・撤去	大気汚染物質の排出、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	外構工事	土壌汚染の状況、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	新規設備の設置	廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響
存在・供用時	施設の存在	緑地等の存在
	施設の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動・低周波音・悪臭の発生、廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	施設関連車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響

5-2 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえて抽出した影響要因（上記表 1-5-1）に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は、表 1-5-2 に示すとおりである。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として選定した理由は表 1-5-3 に、選定しなかった理由は表 1-5-4 に示すとおりである。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、土壌、廃棄物等、温室効果ガス等、安全性及び緑地等の計 10 項目である。

表 1-5-2 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の区分

環境要素の区分	影響要因の区分	工事中					存在・供用時		
	細区分	既存設備の解体・撤去	外構工事	新規設備の設置	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行
(1) 大気質	浮遊粒子状物質				○	○		○	○
	窒素酸化物				○	○		○	○
	二酸化硫黄							○	
	塩化水素							○	
	石綿	○							
	ダイオキシン類	○						○	
	水銀							○	
(2) 騒音	建設作業騒音				○				
	道路交通騒音					○			○
	施設の稼働に伴う騒音							○	
(3) 振動	建設作業振動				○				
	道路交通振動					○			○
	施設の稼働に伴う振動							○	
(4) 低周波音	施設の稼働に伴う低周波音							○	
(5) 悪臭	施設の稼働に伴う悪臭							○	
(6) 水質・底質									
(7) 地下水									
(8) 地形・地質									
(9) 地盤									
(10) 土壌	ダイオキシン類		○						
	特定有害物質		○						
(11) 植物									
(12) 動物									
(13) 生態系									
(14) 景観									
(15) 人と自然との触れ合いの活動の場									
(16) 文化財									
(17) 廃棄物等	廃棄物等	○	○	○				○	
(18) 温室効果ガス等	二酸化炭素（温室効果ガス）	○	○	○	○	○		○	○
	オゾン層破壊物質	○							
(19) 風害									
(20) 日照阻害									
(21) 電波障害									
(22) 地域分断									
(23) 安全性	交通安全					○			○
(24) 緑地等	緑地の状況						○		

表 1-5-3 環境影響評価の項目として選定した理由

環境要素	時期	選定した理由
(1) 大気質	工事中	・既存設備の解体・撤去前に石綿^{注1)}及びダイオキシン類の適切な除去が必要となる。 ・建設機械の稼働に伴い排出される浮遊粒子状物質及び窒素酸化物による大気質への影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い排出される浮遊粒子状物質及び窒素酸化物による大気質への影響が考えられる。
	供用時	・施設の稼働に伴い排出される浮遊粒子状物質及び窒素酸化物等による大気質への影響が考えられる。 ・施設関連車両の走行に伴い排出される浮遊粒子状物質及び窒素酸化物による大気質への影響が考えられる。
(2) 騒音	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
	供用時	・施設の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・施設関連車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
(3) 振動	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
	供用時	・施設の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・施設関連車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
(4) 低周波音	供用時	・施設の稼働に伴い発生する低周波音による影響が考えられる。
(5) 悪臭	供用時	・施設の稼働に伴い発生する悪臭による影響が考えられる。
(10) 土壌	工事中	・掘削を伴う外構工事を行う場合は、汚染土壌の飛散等の影響が考えられる。
(17) 廃棄物等	工事中	・既存設備の解体・撤去前の石綿^{注2)}及びダイオキシン類除去作業により発生する廃棄物による影響が考えられる。 ・既存設備の解体・撤去、外構工事及び新規設備の設置に伴い発生する建設系廃棄物による影響が考えられる。
	供用時	・施設の稼働に伴い発生する廃棄物による影響が考えられる。
(18) 温室効果ガス等	工事中	・既存設備の解体・撤去、外構工事、新規設備の設置、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。 ・既存設備の解体・撤去によるオゾン層破壊物質の発生が考えられる。
	供用時	・施設の稼働及び施設関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
(23) 安全性	工事中	・工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
	供用時	・施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
(24) 緑地等	供用時	・外構工事を行う場合、緑化率の変化が考えられる。

注) 1:方法書においては石綿の使用が確認された場合には除去が必要となると記載したが、調査の結果、吹き付け石綿は確認されなかった。

2:調査の結果、非飛散性の石綿の使用の可能性があることが確認された。

表 1-5-4 環境影響評価の項目として選定しなかった理由

環境要素	時期	選定しなかった理由
(4) 低周波音	工事中	・著しく低周波音を発生する建設機械は使用しない。
(5) 悪臭	工事中	・既存設備の解体・撤去は原則として建屋内で行うため、周囲への影響は小さいと考えられる。
(6) 水質・底質 (7) 地下水	工事中 ・ 供用時	・工事中の排水は、必要に応じた水処理装置を経て公共下水道に排水するため、周辺への影響は小さいと考えられる。 ・施設稼働時の排水は、発生から処理されるまでコンクリート建屋内を通じており、処理後は施設内で再利用し、あるいは公共下水道に放流する。<u>また、雨水についても公共下水道に放流する。</u>そのため、周辺への影響は小さいと考えられる。 ・有害物質等を使用・貯蔵する施設があり、水質汚濁防止法の指定事業場に該当するが、有害物質等の貯蔵タンク及び配管は屋内に設置し、不浸透性の床面及び周囲を防液堤で囲むことで流出防止を図っていることから、周辺への影響は小さいと考えられる。 ・工場棟内の有害物質等保管場所へは浸水防止措置を実施するなどにより、洪水が生じた場合にも工場棟への浸水を防止し、有害物質等が流出しないようにすることから、周辺への影響は小さいと考えられる。
(8) 地形・地質	工事中 ・ 供用時	・設備更新による施設再稼働のため、大規模な掘削等は行わないことから、本事業による変化はないものと考えられる。
(9) 地盤		
(10) 土壌	供用時	・有害物質等を使用・貯蔵する施設があり、水質汚濁防止法の指定事業場に該当するが、有害物質等の貯蔵タンク及び配管は屋内に設置し、不浸透性の床面及び周囲を防液堤で囲むことで流出防止を図っていることから、周辺への影響は小さいと考えられる。 ・工場棟内の有害物質等保管場所へは浸水防止措置を実施するなどにより、洪水が生じた場合にも工場棟への浸水を防止し、有害物質等が流出しないようにすることから、周辺への影響は小さいと考えられる。
(11) 植物	工事中 ・ 供用時	・事業予定地及びその周辺は、人間活動の影響を強く受けた地域であり、本事業は設備更新による施設再稼働のため、本事業による変化はないものと考えられる。
(12) 動物		
(13) 生態系		
(14) 景観	工事中 ・ 供用時	・設備更新による施設再稼働のため、本事業による変化はないものと考えられる。
(15) 人と自然との触れ合いの活動の場		
(16) 文化財		
(19) 風害		
(20) 日照阻害		
(21) 電波障害		
(22) 地域分断		